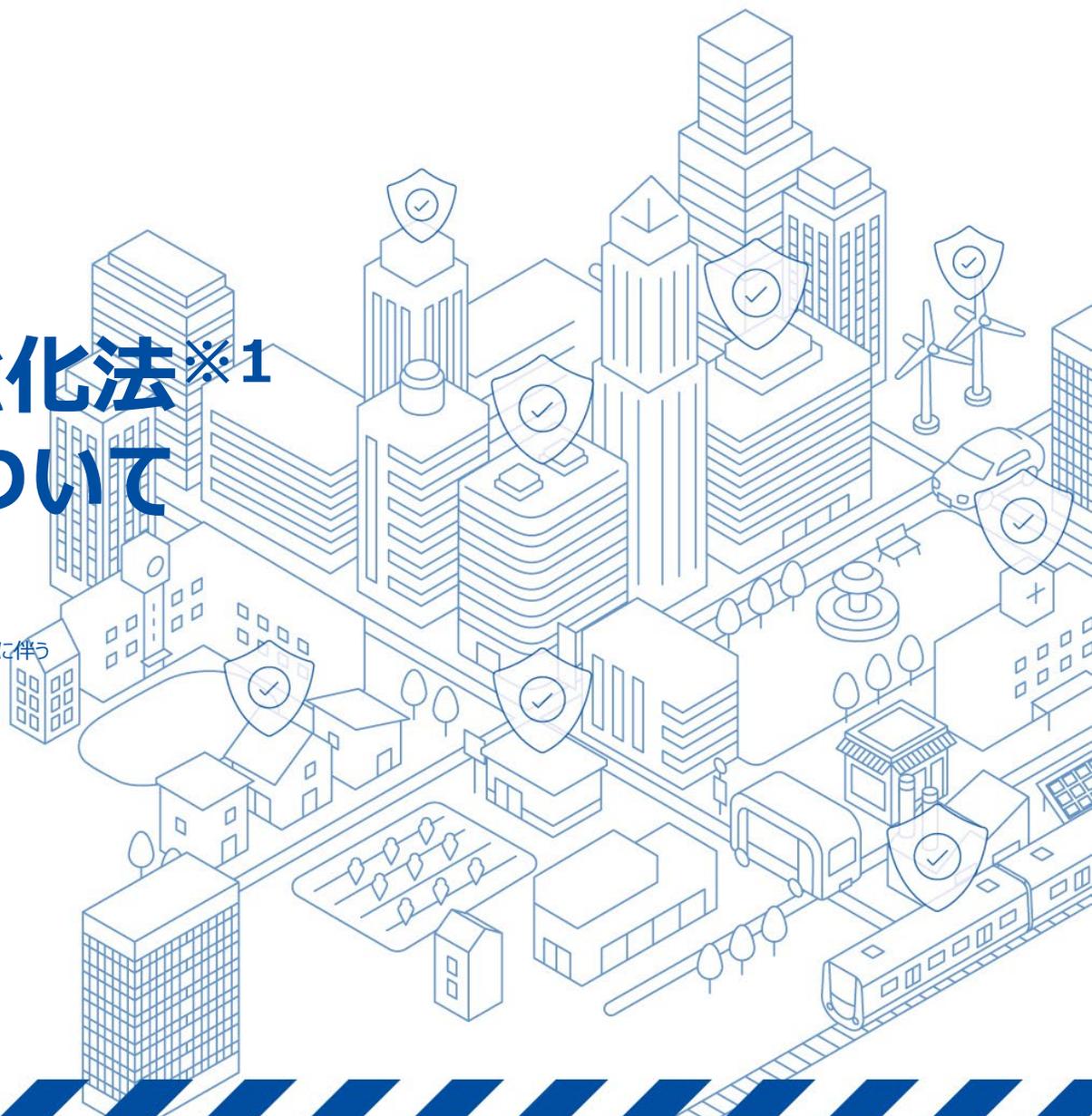


サイバー対処能力強化法^{※1} 及び同整備法^{※2}について

※1 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律
(令和7年法律第42号)

※2 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律 (令和7年法律第43号)

令和7年9月
内閣官房国家サイバー統括室



サイバー空間の安全かつ安定した利用、特に国や重要インフラ等の安全等を確保するために、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる。

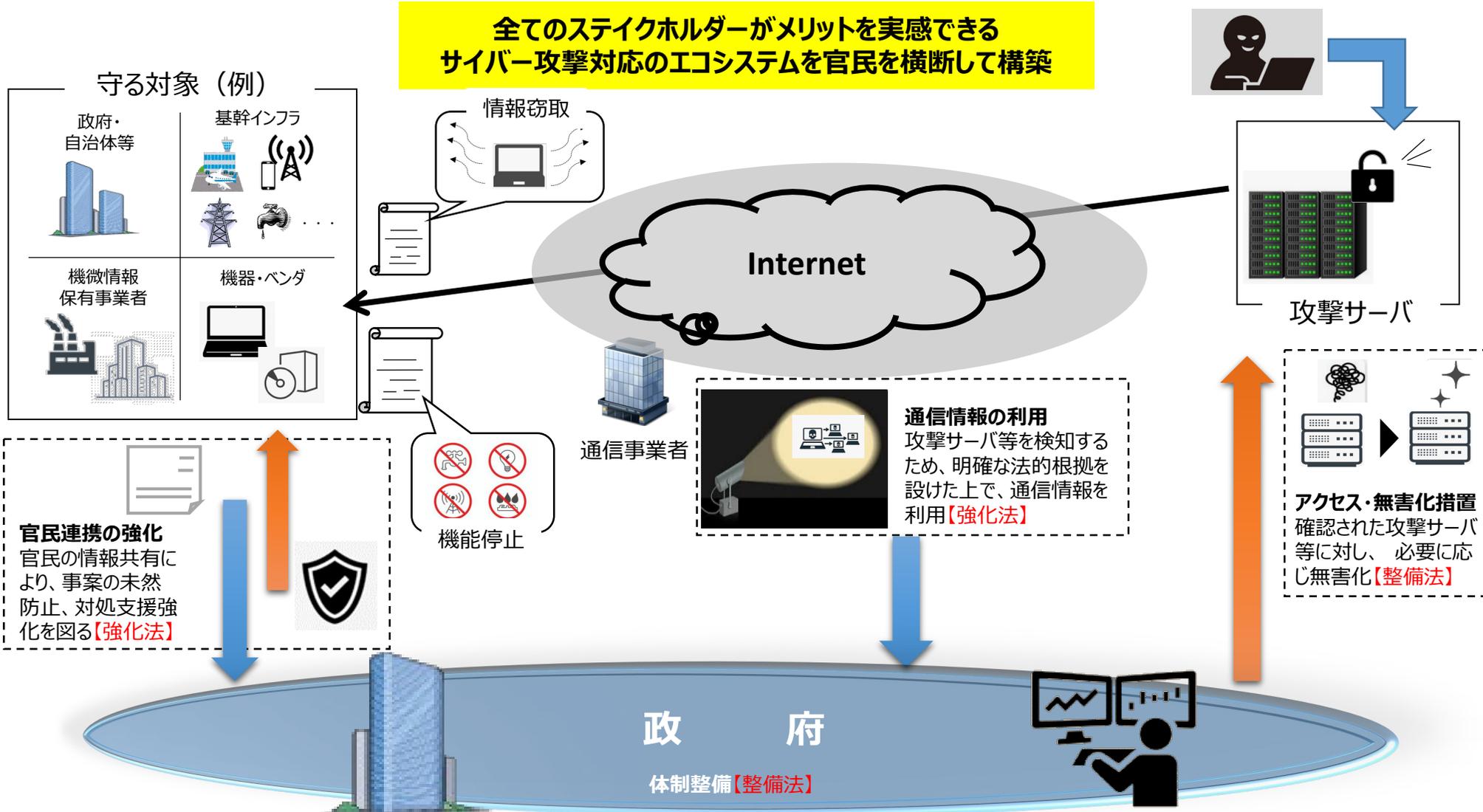
【略】

武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために能動的サイバー防御を導入する。そのために、サイバー安全保障分野における情報収集・分析能力を強化するとともに、能動的サイバー防御の実施のための体制を整備することとし、以下の(ア)から(ウ)までを含む必要な措置の実現に向け検討を進める。

- (ア) 重要インフラ分野を含め、民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組を強化するなどの取組を進める。
- (イ) 国内の通信事業者が役務提供する通信に係る情報を活用し、攻撃者による悪用が疑われるサーバ等を検知するために、所要の取組を進める。
- (ウ) 国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃について、可能な限り未然に攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるよう、政府に対し必要な権限が付与されるようにする。

能動的サイバー防御を含むこれらの取組を実現・促進するために、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を発展的に改組し、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置する。そして、これらのサイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために法制度の整備、運用の強化を図る。

「国民生活や経済活動の基盤」と「国家及び国民の安全」をサイバー攻撃から守るため、能動的なサイバー防御を実施する体制を整備する。



サイバーセキュリティ対処能力強化法・同整備法の全体像

- 国家安全保障戦略(令和4年12月16日閣議決定)では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとの目標を掲げ、①官民連携の強化、②通信情報の利用、③攻撃者のサーバ等への侵入・無害化、④NISCの発展的改組・サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置等の実現に向け検討を進めるとされた。
- これら新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、令和6年6月7日からサイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議を開催し、同年11月29日に提言を取りまとめ。
- この提言を踏まえ、令和7年2月7日に「サイバー対処能力強化法案」及び「同整備法案」を閣議決定。国会での審議・修正を経て、同年5月16日に成立、同月23日に公布。

概要

総則 □ 目的規定、基本方針等 (第1章)

官民連携 (強化法)

- 基幹インフラ事業者による
 - ・ 導入した一定の電子計算機の届出 (第2章)
 - ・ インシデント報告
 - 情報共有・対策のための協議会の設置 (第9章)
 - 脆弱性対応の強化 (第42条)
- 〔その他、雑則(第11章)、罰則(第12章)〕

通信情報の利用 (強化法)

- 基幹インフラ事業者等との協定(同意)に基づく通信情報の取得 (第3章)
- (同意によらない)通信情報の取得 (第4章、第6章)
- 自動的な方法による機械的情報の選別の実施 (第22条、第35条)
- 関係行政機関の分析への協力 (第27条)
- 取得した通信情報の取扱制限 (第5章)
- 独立機関による事前審査・継続的検査等 (第10章)

└─ □ 分析情報・脆弱性情報の提供等 (第8章) ─┘

アクセス・無害化措置 (整備法)

- 重大な危害を防止するための警察による無害化措置
- 独立機関の事前承認・警察庁長官等の指揮等 (警察官職務執行法改正)
- 内閣総理大臣の命令による自衛隊の通信防護措置(権限は上記を準用)
- 自衛隊・日本に所在する米軍が使用するコンピュータ等の警護(権限は上記を準用) 等 (自衛隊法改正)

組織・体制整備等 (整備法)

- サイバーセキュリティ戦略本部の改組、機能強化 (サイバーセキュリティ基本法改正)
- 内閣サイバー官の新設 (内閣法改正) 等

施行期日

公布の日(令和7年5月23日)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日 等

内閣

重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針
(サイバー対処能力強化法第3条に基づき今後策定)

サイバーセキュリティ戦略
(令和3年9月28日閣議決定)

国家安全保障戦略
(令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定)

サイバーセキュリティ
推進専門家会議



意見聴取

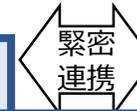
サイバーセキュリティ戦略本部

本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、サイバー安全保障担当大臣
本部員：全大臣



国家安全保障会議
(NSC)

内閣官房 国家サイバー統括室



国家安全保障局
(NSS)

内閣サイバー官（併）国家安全保障局次長

〔CS戦略本部事務局、総合調整〕

総合
調整

<全府省庁>

〔自組織・所管独立
行政法人等のセキュ
リティ確保の推進〕

<サイバーセキュリティ政策推進省庁>

〔所掌に基づくサイバーセキュリティ施策の実施〕

内閣府（経済安全保障）
警察庁（治安の確保）
デジタル庁（デジタル社会形成）
総務省（通信・ネットワーク政策）
- NICT（(国研)情報通信研究機構）
外務省（外交・安全保障）
経済産業省（情報政策）
- IPA（(独)情報処理推進機構）
防衛省（国の防衛）
文部科学省（セキュリティ教育）

重要インフラ所管省庁

金融庁（金融）
総務省
（政府・行政サービス、情報通信）
厚生労働省（医療）
経済産業省
（電力、ガス、化学、クレジット、石油）
国土交通省
（鉄道、航空、物流、水道、空港、港湾）